

児童育成クラブの サービスの拡充について

～令和3年(2021年)10月施行開始予定～

令和2年(2020年)12月 青少年教育課

1 現行

熊本市放課後児童健全育成事業の概要

利用対象児童	1年生～3年生 （一部の児童育成クラブでは6年生まで）	
開所時間	下校時～18時 （土曜日・長期休業中は、8時から18時）	
開設クラブ数	80クラブ （154 施設）令和2年度現在	
月平均利用者数	5,674人 （令和元年度実績）	
利用料金	一律 4,300円（平成16年4月徴収開始）	
令和元年度決算	運営費	589,163千円
	利用料	280,942千円（対運営費47.7% 免除額含む）

2 サービスの拡充

① 開設時間を延長します。

◆令和3年10月から開設時間を1時間延ばし、19時までの開設とします。
土曜日や長期休業期間等は、8時から19時まで利用できるようになります。

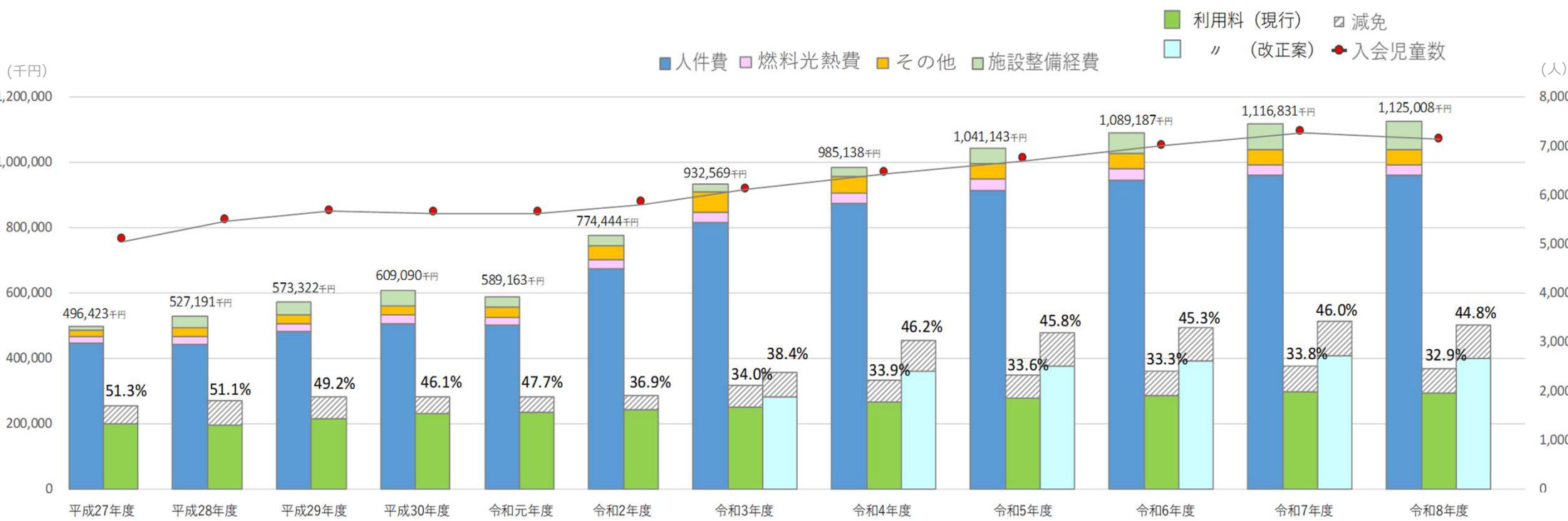


② 高学年の受入れクラブを拡大していきます。

◆条件が整った施設から、高学年の受入れを開始します。令和7年度までを目途にすべてのクラブで行う予定です。

	現 行	制度改正案	開始時期
開設時間	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	令和3年10月
利用対象者	1 ~ 3 年	1 ~ 6 年	~ 令和7年度

3 児童育成クラブの運営費と保護者負担割合（平成27年度～令和8年度）

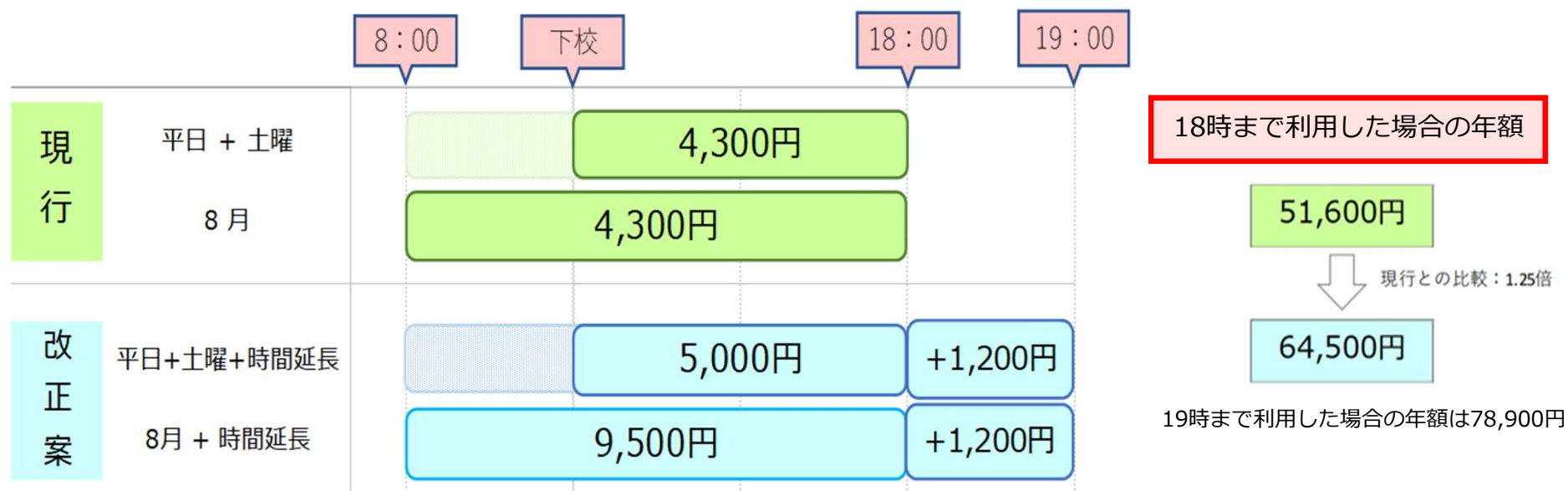


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入会児童数	5,131人	5,522人	5,693人	5,665人	5,674人	5,870人	6,150人	6,480人	6,780人	7,020人	7,311人	7,165人
運営費	496,423	527,191	573,322	609,090	589,163	774,444	932,569	985,138	1,041,143	1,089,187	1,116,831	1,125,008
人件費	445,918	443,497	480,986	504,242	500,621	672,328	814,435	873,335	914,135	946,435	958,335	958,335
燃料光熱費等	18,726	23,891	24,340	27,600	25,231	27,530	30,255	33,770	33,770	33,770	33,770	33,770
その他	20,364	25,382	28,301	30,366	29,021	44,391	63,354	47,443	47,443	47,443	47,443	47,443
施設整備経費	11,415	34,421	39,695	46,882	34,290	30,195	24,525	30,590	45,795	61,539	77,283	85,460
現行（保護者負担額計）	254,598	269,232	282,015	280,611	280,942	286,135	317,362	334,358	349,826	362,226	377,290	369,738
現行調定割合	51.3%	51.1%	49.2%	46.1%	47.7%	36.9%	34.0%	33.9%	33.6%	33.3%	33.8%	32.9%
現行（保護者負担額）	200,010	197,400	216,185	232,808	235,534	242,069	251,286	264,747	276,991	286,797	298,723	292,759
現行（免除額）	54,588	71,832	65,830	47,803	45,408	44,066	66,076	69,611	72,835	75,429	78,567	76,979
改正案（保護者負担額計）							358,013	455,347	476,410	493,295	513,814	503,516
改正案調定割合							38.4%	46.2%	45.8%	45.3%	46.0%	44.8%
改正案（保護者負担額）							283,416	360,402	377,076	390,421	406,657	398,535
改正案（免除額）							74,597	94,945	99,334	102,874	107,157	104,981

※入会児童数には高学年利用者（見込み）を含む。 ※運営費：平成27年度～令和元年度までは決算額、令和2年度は当初予算額、令和3年度以降は見込み額。

4 利用者負担金の見直しについて

平成16年度から月額4,300円の負担金で運営を行ってきたが、人件費が増大する中、持続可能な運営と子育て支援の充実に向けたサービス拡充のため、利用者負担金の見直しを検討し運営経費の収支バランスを確保する。



※利用者負担金の見直しについては、令和3年第1回定例会に条例改正案を上程予定

5 他市町村比較（月額利用料金）

【比較条件】

子1人

平日（授業終了～18時）利用

土曜（8時～18時）利用

熊本市近隣市町村（6市6町）

	市町村	利用料金（平均）
1	玉名市	¥11,040
2	菊陽町	¥11,000
3	益城町	¥10,411
4	合志市	¥10,165
5	菊池市	¥8,875
6	山鹿市	¥8,169
7	嘉島町	¥7,300
8	甲佐町	¥6,500
9	宇土市	¥6,000
10	宇城市	¥5,167
11	玉東町	¥5,000
11	熊本市（改定案）	¥5,000
12	熊本市（現行）	¥4,300
13	御船町	¥4,000

政令市

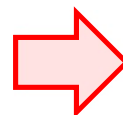
※大阪市・浜松市は各クラブごとに異なるため比較対象外

	市町村	利用料金
1	静岡市	¥9,500
2	京都市	¥9,300
3	千葉市	¥8,500
4	堺市	¥8,000
5	さいたま市	¥8,000
6	岡山市	¥7,500
7	北九州市	¥7,500
8	新潟市	¥6,500
9	神戸市	¥6,000
10	相模原市	¥5,300
11	横浜市	¥5,000
11	熊本市（改正案）	¥5,000
12	熊本市（現行）	¥4,300
13	福岡市	¥4,000
14	仙台市	¥3,000
15	名古屋市	¥1,500
16	川崎市	¥0
17	札幌市	¥0
18	広島市	¥0

6 参 考 (負担金免除対象者)

◆免除要件

- ・生活保護を受けていること
- ・就学援助を受けていること



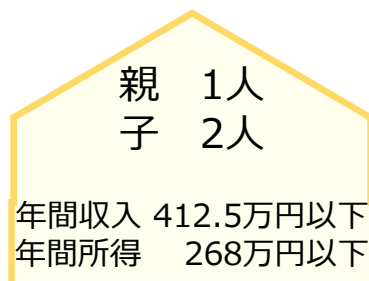
全額免除

(利用世帯の約17%)

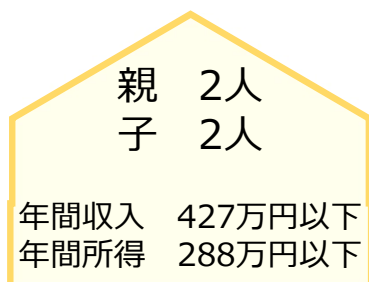
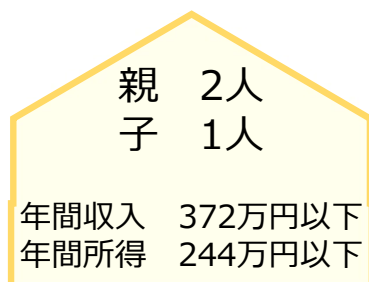
就学援助の条件は？①～⑤のいずれかに該当していること

- ①生活保護の停止または廃止していること
- ②市町村民税が非課税であること
- ③国民年金の掛け金免除を受けていること
- ④児童扶養手当の支給決定を受けていること
- ⑤上記以外に世帯全体の所得が別表①以下であること

④児童扶養手当要件に該当する例



⑤世帯所得要件に該当する例



就学援助・生活保護世帯の割合（平成30年度実績）

	全体	就学援助		生活保護	
世帯数	5,214世帯	852世帯	16.4%	45世帯	0.9%
児童数	5,665人	955人	16.9%	51人	0.9%

別表① 就学援助所得制限限度額表

世帯の人数	所得基準額※1	給与収入の金額（目安）※2
2人	201万円	312万円
3人	244万円	372万円
4人	288万円	427万円
5人	326万円	475万円
6人	365万円	523万円
7人	405万円	573万円
8人	453万円	633万円
9人	501万円	690万円
10人	549万円	743万円